

小野市選挙管理委員会告示第 18 号

直接請求の連署に必要な選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定に基づく、令和 8 年 9 月 1 日現在における直接請求の連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり決定した。

令和 8 年 9 月 1 日

小野市選挙管理委員会

委員長 木 村 巧

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第 75 条第 1 項の規定による監査の請求並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項の規定による合併協議会設置の請求の連署に必要な選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
758 人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項の規定による合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求の連署に必要な選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
6,313 人
- 3 地方自治法第 76 条第 1 項の規定による議会の解散の請求、同法第 80 条第 1 項の規定による議会の議員の解職の請求、同法第 81 条第 1 項の規定による市長の解職の請求及び同法第 86 条第 1 項の規定による主要公務員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による委員の解職の請求の連署に必要な選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数
12,626 人